（船舶安全法施行規則の一部改正）

第四十七条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「印」及び注を削る。

第四号様式中「印」及び注６を削る。

第五号様式中「印」及び注を削る。

第六号様式中「印」及び注２を削り、注１を注とする。

第七号様式中「印」及び注３を削る。

第十号様式、第十二号様式、第十四号様式、第十六号の二様式、第十九号の二様式、第二十号様式中、第二十一号の四様式及び第二十一号の五様式中「印」及び注を削る。

第二十三号様式中「印」を削る。

第二十五号様式中「申請者の氏名又は名称及び住所　　印」を「申請者の氏名又は名称及び住所　　」に改め、注を削る。

（不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部改正）

第四十八条　不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和三十九年建設省令第九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「申請者の住所及び氏名　　印」を「申請者の住所及び氏名　　」に改める。

別記様式第三中「印」を削る。

別記様式第五中「不動産鑑定士補」を「不動産鑑定士」に、「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に改め、備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とする。

別記様式第六中「不動産鑑定士補」を「不動産鑑定士」に、「申請者の住所及び氏名　　印」を「申請者の住所及び氏名　　」に改め、備考１を削り、備考２を備考とする。

別記様式第七及び別記様式第九中「申請者の住所及び氏名　　印」を「申請者の住所及び氏名　　」に改める。

（特殊貨物船舶運送規則の一部改正）

第四十九条　特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第二号の二様式までの様式、第二号の五様式、第二号の六様式、第三号様式、第四号様式、第七号様式、第九号様式、第十一号様式、第十二号様式及び第十四号様式中「印」及び（注）を削る。

（道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第五十条　道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則（昭和三十九年運輸省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「㊞」を削る。

（河川法施行規則の一部改正）

第五十一条　河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考６までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第四中「㊞」及び備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３から備考６までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第五中「㊞」及び備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３から備考７までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第六中「㊞」及び備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３から備考６までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第七中「㊞」及び備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３から備考５までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第八の㈱及びの中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

（甲２）

別記様式第八の一の二中「㊞」を削る。

別記様式第八の三中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考８までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第十中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

別記様式第十一中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

別記様式第十二中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

別記様式第十三中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考６までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第十六中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とし、備考５を備考４とする。

別記様式第十六の二中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

別記様式第十六の四中「㊞」及び備考１を削り、備考２を備考とする。

別記様式第二十中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考９までを一ずつ繰り上げる。

（道の区域内の国土交通大臣が管理する河川に係る流水占用料等に関する省令の一部改正）

第五十二条　道の区域内の国土交通大臣が管理する河川に係る流水占用料等に関する省令（昭和四十年建設省令第十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「住所　　氏名　　㊞」を「住所　　氏名　　」に改める。

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正）

第五十三条　海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第九号様式中「印」及び（注）２を削り、（注）１を（注）とする。

第十号様式中「印」及び（注）を削る。

第十二号様式中「申請者の氏名又は名称及び住所　　印」を「申請者の氏名又は名称及び住所　　」に改め、（注）を削る。

（小型船造船業法施行規則の一部改正）

第五十四条　小型船造船業法施行規則（昭和四十一年運輸省令第五十四号）の一部を次のように改める。

第一号様式及び第三号様式中「氏名又は名称　　印」を「氏名又は名称　　」に改める。